

小野田商工会議所技術開発功労者表彰規定

(目的)

第1条 この規定は、小野田商工会議所会員事業所における技術の開発に特に貢献した社員及びグループ（以下「社員等」という。）を表彰し、事業所の発展に寄与することを目的とする。

(被表彰該当者)

第2条 本表彰の対象となる社員等は、技術に関する発見、発明、改善により、著しく事業所の近代化、能率化等に貢献したもので、当該事業所が第3条により推薦した在職中の特に優秀なもの。但し、通常の技術の保全管理業務によるものは対象としない。

2 前項前段に記載の功績が、グループによるものであるときは、当該事業所においてグループの代表者を1名定め、その者を被表彰該当者とする。

(被表彰該当者の推薦)

第3条 前条の被表彰該当者を推薦しようとする事業所は、本商工会議所が指定する期日までに、技術開発功労者表彰候補者推薦調書（別紙様式1）に技術開発関係資料を添付して提出するものとする。

2 前項の規定による推薦は、1事業所1件とする。

(表彰候補者の審査)

第4条 前条により、当該事業所から推薦された技術開発功労者表彰候補者（以下「候補者」という。）の審査は、会頭の諮問に応じ、本商工会議所総務委員会（以下「委員会」という。）が行う。

2 本商工会議所は、被表彰者の選定を行うため委員会を開催し、これを審議する。

3 候補者の推薦を行った事業所は、委員会において、当該推薦に係る技術開発の内容及び功績について説明を行うものとする。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者の決定は、委員会の推薦に基づき会頭が行う。

(表彰人員)

第6条 この規定による表彰人員は、毎年5件以内とする。

(表彰)

第7条 表彰は、毎年4月18日の発明の日に行い、表彰状と記念品を贈り、これを公表する。

2 但し、前項に定める表彰の日が、本商工会議所の休日にあたる時、又は本商工会議所事業の遂行上必要のあるときは、表彰の期日を変更することがある。

附 則

この規定は、昭和44年10月11日から施行する。

附 則

この規定は、平成14年7月9日から施行する。

附 則

この規定は、平成20年12月9日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年10月1日から施行する。